

懲戒処分等の公表について

国保水俣市立総合医療センター

このことについて、「水俣市病院事業企業職員の懲戒処分等の基準に関する規程」に基づき、水俣市病院事業職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1 懲戒処分対象者

所 属 診療技術部 臨床工学科
職 名 臨床工学技士（統括主任）
年 齢 46歳
性 別 男性

2 懲戒処分年月日及び処分内容

令和3年12月10日付け 懲戒免職

3 非違行為の概要及び処分理由

- 令和3年9月22日（水）の業務終了後、午後5時30分頃、夕食のため市内の居酒屋に入店した。当日は、救急患者対応のための待機当番のため、飲酒しない予定だったが友人と談笑するうちに飲酒した。
- 午後8時頃に店を出て友人と話した後、空腹を感じたため市内の弁当屋を目指して、自動二輪に乗車した。その後、午後9時30分頃速度違反で止められ、飲酒を疑われたため、呼気検査において、0.96mg/l（基準の6.4倍）のアルコールが検出された。
- 令和3年11月30日、免許取消2年の行政処分が確定するとともに、同日付けで水俣簡易裁判所から罰金の略式命令（道路交通法違反 酒気帯び運転、指定速度違反）が下された。
- これらの行為は、公務員としての信用を失墜させるものであり、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項に該当するものと判断し、水俣市病院事業企業職員の懲戒処分等の基準に関する規程に基づき、懲戒処分として免職とした。

4 その他関係職員（管理監督責任）の処分

臨床工学技士長 戒告
事務部長（兼医事課長） 厳重注意